

令和6年5月

お客様各位

福井信用金庫

預金規定一部改定のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、令和2年10月1日（木）以降に新規開設された普通預金口座（無利息型・総合口座を含みます）、貯蓄預金（以下、「普通預金等」といいます）に対し、「未利用口座管理手数料」を導入しておりますが、更なる口座の不正利用防止の観点から、令和2年9月30日以前に開設された普通預金等の口座につきましても「未利用口座管理手数料」を適用することに伴い、下記のとおり預金規定を一部改定いたします。

改定後の規定をご要望の際は、改定日以降当金庫ホームページに掲載いたしますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の改定の対象となる預金規定

- (1) 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
- (2) 定期性総合口座規定（無利息型普通預金を含む）
- (3) 貯蓄預金規定

2. 規定改定日

令和6年10月1日（火）

3. 改定内容

普通預金規定・定期性総合口座規定（取消線部分を削除）

改定前	改定後
(未利用口座管理手数料) (1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下、本条において「手数料」といいます。）をいただきます。 ① <u>2020年10月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座を含みます）であること</u> ② 預入れまたは払戻し（利息の組入れおよび手数料の引落しを除きます。）の利用が2年以上一度もないこと。 ③ 預金残高が1万円未満であること。 ④ 同一店舗において、定期性預金・投資信	(未利用口座管理手数料) (1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下、本条において「手数料」といいます。）をいただきます。 ① (削除) 普通預金口座（総合口座を含みます）であること ② 預入れまたは払戻し（利息の組入れおよび手数料の引落しを除きます。）の利用が2年以上一度もないこと。 ③ 預金残高が1万円未満であること。 ④ 同一店舗において、定期性預金・投資信

<p>託・保険・国債などの預かり金融資産のお取引がないこと。</p> <p>⑤同一店舗において、借入れがないこと。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>託・保険・国債などの預かり金融資産のお取引がないこと。</p> <p>⑤同一店舗において、借入れがないこと。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>
---	---

貯蓄預金規定（取消線部分を削除）

改定前	改定後
<p>(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下、本条において「手数料」といいます。）をいただきます。</p> <p>① <u>2020年10月1日以降に開設された貯蓄預金口座であること</u></p> <p>②預入れまたは払戻し（利息の組入れおよび手数料の引落しを除きます。）の利用が2年以上一度もないこと。</p> <p>③預金残高が1万円未満であること。</p> <p>④同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預かり金融資産のお取引がないこと。</p> <p>⑤同一店舗において、借入れがないこと。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下、本条において「手数料」といいます。）をいただきます。</p> <p>① (削除)</p> <p>貯蓄預金口座であること</p> <p>②預入れまたは払戻し（利息の組入れおよび手数料の引落しを除きます。）の利用が2年以上一度もないこと。</p> <p>③預金残高が1万円未満であること。</p> <p>④同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預かり金融資産のお取引がないこと。</p> <p>⑤同一店舗において、借入れがないこと。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>

以上

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。